

第 435 回群馬地方最低賃金審議会

H P 公 開 用 資 料

- ・ 群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 47 期）
- ・ 群馬地方最低賃金審議会事務局名簿
- ・ 最低賃金審議会令（第 6 条第 5 項）
- ・ 令和 2 年度最低賃金に関する実態調査
- ・ 令和 2 年度における群馬県特定（産業別）最低賃金に係る申出の意向表明状況
- ・ 群馬弁護士会「意見書の送付について」
- ・ 群馬県労働組合会議「最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める要請書」
- ・ 生活保護制度の概要
- ・ 「労働市場速報」（令和 2 年 5 月分）群馬労働局職業安定部職業安定課
- ・ 令和 2 年春闘 各機関別賃上げ集計状況

※ 資料は H P 公開用の一部を抜粋したものとっております。

全資料を閲覧したい場合は、群馬労働局労働基準部賃金室の窓口にて閲覧が可能となっております。

群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 47 期）

（令和 2 年 6 月 23 日現在）

（敬称略、五十音順）

区分	氏名	現職
公益 代表	河 藤 佳 彦	専修大学教授
	田 中 茂	（株）上毛新聞社取締役 総務・経理・労務担当兼役員室長
	谷 口 聡	高崎経済大学教授
	西 村 淑 子	群馬大学教授
	村 越 芳 美	弁護士
労働 者 代 表	木 闇 裕 治	電機連合群馬地方協議会事務局長
	櫻 井 正 樹	情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長
	増 戸 将 人	J A M北関東群馬県連事務局長
	松 葉 卓 也	S U B A R U労働組合常任執行委員
	鷺 澤 猛	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
使 用 者 代 表	五 十 嵐 亮 二	（一社）群馬県経営者協会常務理事
	池 畠 美 穂	パッケージ池畠（株）代表取締役
	宇 井 正 典	アサヒライズ（株）代表取締役社長
	加 藤 英 明	（株）ナカヨ取締役常務執行役員管理統括本部長
	毒 島 豊	（医）日望会常務理事本部長

群馬地方最低賃金審議会事務局名簿

群馬労働局労働基準部賃金室
前橋市大手町2丁目3番1号
T E L 0 2 7 - 8 9 6 - 4 7 3 7

職 名	氏 名
労 働 局 長	丸 山 陽 一
労 働 基 準 部 長	佐 藤 寿 幸
賃 金 室 長	摩 庭 精 一
賃 金 室 長 補 佐	塚 越 康 幸
労働基準監督官	畠 奈 津 子

最低賃金審議会令（第6条第5項抜粋）

第1条 （名称）省略

第2条 （組織）省略

第3条 （委員の推薦）省略

第4条 （臨時委員の任命等）省略

第5条 （会議）省略

第6条 （最低賃金専門部会）

第1項～第4項 省略

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第6項～第7項 省略

第7条 （庶務）省略

第8条 （雑則）省略

附則 （省略）

令和2年度最低賃金に関する実態調査

賃金改定状況調査

- 1 調査の目的
中央最低賃金審議会における目安等の審議資料
- 2 調査の範囲及び対象
地域・・・群馬県全域

産業・・・製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）
（企業規模及び常用労働者数 30 人未満の民営事業所）

調査依頼数 304 事業所
- 3 調査事項
令和元年6月分賃金及び令和2年6月分賃金
- 4 調査方法
通信調査（委託先からの発送、郵便報告方式の場合は委託先での回収、オンライン報告方式の場合は本省において回収）
- 5 集計
厚生労働省労働基準局賃金課

最低賃金に関する基礎調査

- 1 調査の目的
地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議資料
- 2 調査の範囲及び対象
地域・・・群馬県全域
産業・・・製造業及び情報通信業のうち新聞業及び出版業（100 人未満の民営事業所）
卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（30 人未満の民営事業所）

調査依頼数 2,397 事業所
- 3 調査事項
令和2年6月分賃金
- 4 調査方法
通信調査（委託先からの発送、郵便報告方式の場合は労働局での回収、オンライン報告方式の場合は本省において回収）

5 集計

群馬労働局労働基準部賃金室

集計結果の公表

集計結果のうち、以下の集計表については、本年地方最低賃金審議会の審議終了の4ヶ月後に厚生労働省ホームページ及びe-s t a tへ掲載します。ただし、必要に応じて地方最低賃金審議会において一部公表とすることも可能です。

- ① 産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数
- ② 産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数
- ③ 賃金階級、勤続年数階級別労働者数
- ④ 諸手当の種類別労働者1人平均支給額

集計及び復元方法

「平成28年経済センサス（活動調査）」の結果に基づく「事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）」の産業分類ごとの労働者数により復元し、集計します。月給者及び日給者については、時間額に換算して集計します。

令和２年度における群馬県特定（産業別）最低賃金に係る申出の意向表明状況

適用労働者数は、令和２年１月現在把握のもの

新設・改正 の別	件名・適用の範囲	意向表明日	意向表明者（団体名）	適用労働者数	申出期日
改 正	群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業 最低賃金 [E220+E222+E225（E2251・E2252 除く） +L7282]	令和２年２月６日	・日本基幹産業労働組 合連合会 群馬県本部	1,793 人	令和２年７月３１日
改 正	群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装 置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工 機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用 機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業 最低賃金 [E25（E251 除く）+E260+E2621（一部）+ E2635（一部）+E2645+E2652+E266+E269 （E2693 一部除く+E2699 除く）+E270+ E271+E272+L7282]	令和２年２月６日	・JAM北関東群馬県連 絡会（JAM群馬）	15,862 人	令和２年７月３１日
改 正	群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機 械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 [E28+E29（E2941・E295 除く+E2973 一部 除く+E299 除く）+E30+L7282]	令和２年２月６日	・全日本電機・電子・情 報関連産業労働組合連合 会 群馬地方協議会	17,790 人	令和２年７月３１日
改 正	群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金 [E260+E2621（一部）+E31+L7282]	令和２年２月６日	・全日本自動車産業労働 組合総連合会 群馬地方協議会	40,393 人	令和２年７月３１日

2020年6月10日

群馬地方最低賃金審議会
会長 河 藤 佳 彦 様

群馬弁護士会
会長 久保田 寿 栄



意見書の送付について

当会では、別添のとおり下記機関に意見書を送付しましたので、ご参考までに送付いたします。

記

- ・厚生労働大臣
- ・中央最低賃金審議会

(添付書類)

- ・全国一律最低賃金の実現及び事業者支援制度の充実を図りつつ最低賃金の引上げを求める意見書

以上



全国一律最低賃金の実現及び事業者支援制度の充実を図りつつ最低賃金の引上げを求める意見書

第1 意見の趣旨

- 1 地域別最低賃金制度を廃止して全国一律最低賃金を実現すべきである。
- 2 全国一律最低賃金の実現にあたって事業者支援制度の充実を図りつつ最低賃金を引き上げるべきである

第2 意見の理由

1 はじめに

中央最低賃金審議会は、近々、厚生労働大臣に対し、2020年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行う予定である。

例年、中央最低賃金審議会は同目安を示し、それを参考に各地域の地方最低賃金審議会が地域別最低賃金額を答申し、同答申に基づいて都道府県労働局長が最低賃金額を改定している。

中央最低賃金審議会は、都道府県をA乃至Dの4つのランクに区分しているところ、昨年も、群馬県の属するCランクの地域については、最低賃金を26円引き上げるべきとの目安を示し、群馬地方最低賃金審議会は同額の引上げの答申を行い、群馬県労働局長は、その答申のとおり地域別最低賃金を1時間当たり809円から835円に改定した（2019年10月6日発効）。

このように、各都道府県の最低賃金は、実質、中央最低賃金審議会の示す地域別の目安により、決定されているものである。

- 2 地域別最低賃金制度を廃止して全国一律最低賃金を実現すべきであること

- (1) そもそも最低賃金法において地域別最低賃金制度が採用されているのは、労働者の生計費や賃金等地域に応じて経済状況が異なり、全国一律の額として決定することが不合理であるからとされている。
- (2) しかし、その大枠は1968年の法改正によって定められたものであり、既に50年以上が経過し、今日の社会状況に照らしても上記趣旨が当てはまるのかについては疑問がある。

日本総労働組合連合会の「2017連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準」や中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」によれば、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費、具体的には、食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保健医療費、交通・通信費、教養娯楽費など労働者の生活に最低必要と考えられる費用を試算したところ、その金額は月額22～24万円（租税公課込み）となり、都市部と地方の差はほとんどなかった。なお、月額22～24万円という水準は、月に173.8時間働くと仮定した場合、時間給に換算すると1300～1400円に相当し、現在の地域別最低賃金の全国加重平均額である901円を大きく上回る。

そして、現行最低賃金法は、地域別最低賃金の決定に当たって、賃金及び通常の事業の賃金支払能力も考慮要素としているが、賃金や企業の支払能力の差異は、賃金構造基本統計調査等のデータによれば、地域による差異よりも企業規模や産業、職種による差異の方が大きい。医療や福祉の分野においては、若干の地域加算を除けば、全国一律の診療報酬あるいは介護報酬の基準に基づいて、病院や介護施設が経営されており、支払能力が地域によって大きく異なるとは考えられていない。

また、上記のとおり、中央最低賃金審議会の目安では、各地域はA乃至Dのランクに分けられてはいるが、このように4つに区分することの合理性も見受けられない。

- (3) さらに、最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係が認められ、最低賃金の低い地方から最低賃金の高い都市部へと労働力が流出し、地域間の格差が固定、拡大されるという悪循環がもたらされている。これは「国民経済の健全な発展に寄与する」という最低賃金法の目的にも反するものである。
- (4) また、中央最低賃金審議会にて最低賃金の目安を議論するにあたって参考資料とされている賃金改定状況の調査では、県庁所在都市は全て対象とされてきたものの、それ以外は原則として人口5万人未満の地方小都市が選定されるのみで、選定された都市も調査対象となるのは製造業に限定されている。

群馬県では、県庁所在都市である前橋市と同等以上の経済規模を有する高崎市があるにもかかわらず、賃金改定状況については、高崎市の実態は議論に反映されてこなかったこととなる。したがって、中央最低賃金審議会の示す目安は、地域ごとの実情を十分に踏まえたものとはいえない。

- (5) 加えて、現在、イギリスやフランス、ドイツ、イタリア、あるいは韓国等の諸外国では、すでに全国一律最低賃金制度が実施されている。
- (6) 以上のとおり、労働者の生活に最低必要と考えられる費用について地域ごとの差がほとんどないなど地域別に最低賃金を設定する合理性に乏しいこと、地方からの労働力の流出、地域間の経済格差の拡大といった弊害が生じていること、地域ごとの実情を十分に踏まえられていないこと、諸外国では全国一律最低賃金を実施されていることからすれば、地域別最低賃金制度を廃止し、全国一律の最低賃金を実現す

べきである。

3 全国一律最低賃金の実現にあたって事業者支援制度の充実を図りつつ最低賃金を引き上げるべきであること

- (1) 全国一律の最低賃金を設ける場合、最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることによって格差の縮小を図ることは、憲法25条の要請や労働者の最低生活に必要とされる費用の額に照らせば、許されるべきではない。

最低賃金の低い地域の最低賃金を引き上げていき、一律化を図るべきである。群馬県でいえば、現在835円であり、上記のとおり全国加重平均である901円を大きく下回っているのだから、これを引き上げる高度の必要性がある。

- (2) この点、近時では新型コロナウイルスによる経済への影響から、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会が、最低賃金について、引上げ凍結も視野に入れた水準決定を要望しているところである。

- (3) しかし、最低賃金の決定にあたって最も重要視されるべきは、「労働者の生活の安定」である（最低賃金法1条）。その水準は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」ものでなければならず（同法9条3項）、事業の賃金支払能力に傾倒するようなことはあってはならない。

低賃金労働者こそ、新型コロナウイルス感染拡大を契機とする自宅待機や就業時間短縮などから、さらなる収入の減少を受け、直接、その生活が脅かされることとなる。金融広報中央委員会の2019年家計の金融行動に関する世論調査によれば、低賃金の上、金融資産を保有していない世帯も相当数あることが伺え、これら世帯への影響は特

に甚大といわねばならない。むしろ低賃金労働者の生活状況をこれ以上悪化させてはならない。

- (4) 加えて、最低賃金の引上げは、労働者の離職率を下げ、新規採用・訓練のコストを削減し、生産性を向上させ、また、賃金が消費に回ることによって地域的及び全国的に経済成長を促すことにも繋がる。このようなメリットからも、最低賃金を引き上げることは正当化される。

逆に、最低賃金の引上げ凍結は消費をさらに落ち込ませ、事業者にとっても負の効果をもたらすことにもなりかねない。

- (5) 他方で、当然のことながら最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける中小企業があることは想定されるため、必要な負担軽減を図るなどの支援をすることは不可欠である。

とりわけ近時においては新型コロナウイルス感染拡大に備えた中小企業の支援策が拡充されているところであるが、それだけにとどまらず長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきであり、例えば最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業のための社会保険料の減免や減税、補助金支給等の検討を進めるべきである。また、これまで以上に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法を積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で最低賃金の引上げを踏まえた単価設定をするなどの公正な取引が確保されるよう努めることも重要である。

- (6) そこで、一定期間をかけて最低賃金の低い地域の底上げを図りつつ、他方で、新型コロナウイルス関連の事業者支援に加え、さらに最低賃金の引上げによって影響を受ける事業者の負担軽減を図るなどの支援をし、最低賃金の高い地域の水準に一律化させていくのが相当である。

4 まとめ

以上のとおり、当会は、労働者の生活の安定や地域経済の健全な発展を図るため、地域別最低賃金を廃止し、関係する事業者への十分な支援をしながら、最低賃金を引き上げるかたちで地域間格差を解消し、その一律化を実現していくよう求める。

2020年（令和2年）6月10日

群馬弁護士会

会長 久保田寿栄

群馬労働局長
丸山 陽一 様
群馬地方最低賃金審議会
会 長 様



2020年6月23日

群馬県労働組合会議

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める要請書

日頃より労働者の賃金改善に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

今年の群馬地方最低賃金の改定にあたり、最低賃金法の目的に立脚した審議と最低賃金の抜本的な引き上げを強く求め、下記について要請します。

【要請趣旨】

1. コロナ禍の経済危機だからこそ最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の抜本的強化を

(1) この半年間、新型コロナウイルスの感染拡大は、社会・経済に深刻な影響を与えています。

そして、新型コロナウイルスの収束には一定の時間を要することになります。それだけに、一時的な緊急の生活補償はもとより、持続可能な生活の担保がなければ、多くの労働者の生活破壊を防ぐことはできません。

コロナ禍の経済危機のもとで、最低賃金に関わることに限ってみても、最低賃金があまりに低すぎて普通に暮らしていけない水準であることや、最低賃金の地域間格差の拡大が労働力人口を東京など大都市部へ移動・集中させる要因となっていることなど、これまで最低賃金の課題とされていたことが改めて浮き彫りとなっています。

(2) コロナ禍でただちに生活困窮におちいったのは、非正規雇用労働者など最低賃金近傍で働く労働者でした。現行の最低賃金の水準では日々の生活が精一杯で、預貯金などできようはずもなく、休業要請などによりただちに生活に困窮する事態に陥っています。

また、エッセンシャルワーカーと呼ばれる社会機能を維持するのに欠かせない労働者（医療・介護・保育・学童保育や、宅配便などの流通、スーパーやドラッグストア等の小売業に従事する人など）の重要性が再認識されていますが、新型コロナウイルス感染の危険を感じながら働き続けているこうした労働者は、その多くが最低賃金に張り付いた賃金で働いているのです。

(3) リーマンショックなどの経済危機のもとで、ヨーロッパなどでは賃金を引き上げ内需拡大による不況脱却を図りましたが、日本では賃金抑制をおこなったことで内需をいっそう冷え込ませて長期不況につながりました。コロナ禍によりインバウンド中心の観光振興や輸出に頼る外需獲得は難しくなっており、内需拡大を経済政策の柱にすることが必要です。今回の経済危機のもとで、これまでの賃金抑制の誤りを繰り返すのではなく、国民の消費購買力を回復させる賃金の引き上げが重要になっています。

(4) 日本の中小企業は、企業数の99.7%、従業員数の69%を占めています。その中小企業が、コロナ禍で倒産・廃業の危機にさらされています。減収分の補填をはじめ、社会保険料や税金の減免措置などが緊急に必要です。そのうえで、労働者の生活維持と内需拡大のための最低賃金の大幅引き上げには、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。

中小企業を対象に、最低賃金の引き上げを直接の目的とする助成金の拡充や、社会保険料の減免を実施するなど、中小企業支援策を抜本的に強化することが必要です。

また、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」や「下請代金支払遅延等防止法」、「下請中小企業振興法」を積極的に運用することや法改正による強化を図り、中小企業が適正価格による公正取引を確立できるようにすることも重要です。

2. 「労働者の生計費」にもとづく審議を

(1) 若者が普通の暮らしをするには、時間額で1,500円程が必要

全労連が進めている最低生計費試算調査について、昨年は、全国で最低賃金が最も高い東京都と最も低い鹿児島県での調査結果が発表され、全国的な状況がより明らかとなりました。

(資料「最低生計費試算調査・総括表」)

それによれば、25歳の若者(男性)が一人暮らしをするための最低生計費は、月額(税込み)で216,083円(青森市)~265,786円(東京都新宿区)、月150時間換算で1,441円~1,772円です。全国どこに住んでも、自立して普通に暮らすには、月額23万円程度、時間額1,500円程度が必要であるということです。

ここで言う「普通の(あたりまえ)の暮らし」の内容は、鹿児島市での例をとれば、下記(次ページ□枠内)のとおり、決して贅沢なものではなく、ごく慎ましいものにすぎません。

ところが、現行の最低賃金額は、最も高い東京都ですら昨年ようやく1,000円を超えたものの1,013円であり、最も低い鹿児島県は790円です。東京都でも1,500円の67.5%、鹿児島県では52.7%でしかありません。ちなみに群馬県の最低賃金835円では55.7%にすぎません。現行の最低賃金は、あまりに低額すぎて、普通に暮らすためには全く足りない金額なのです。

- ・鹿児島市唐湊・郡元地区の 25 m² の 1 K のマンション・アパートに住み、家賃は 37,000 円（駐車場代込み）。7 年落ちの中古軽自動車を所有し、通勤や買い物、レジャーに使用している。
- ・冷蔵庫、炊飯器、洗濯機、掃除機などは、量販店で最低価格帯のものでそろえた。
- ・1 か月の食費は、男性＝約 40,000 円、女性＝約 31,500 円。朝晩は家でしっかりと食べ、昼食は、男性はコンビニなどでお弁当を買い（1 食あたり 500 円）、女性は昼食代を節約するために月の 8 日間は弁当を持参。そのほか、男性は同僚や友人と月に 2 回飲み会に行き（1 回当たりの費用は 3,000 円）、女性は月 2 回の飲み会に加えて、月 1 回のランチ（費用 1,000 円）にも。
- ・衣服については、仕事では男性は主に背広 2 着（約 19,000 円）を、女性はジャケット 2 着（13,000 円）を、それぞれ 4 年間着回している。
- ・休日は家で休養していることが多い。帰省なども含めて 1 泊以上の旅行は年に 2～3 回で、かかる費用は、男性＝年間 4 万円、女性＝年間 6 万円。月に 4 回は、恋人や友人と遊んだり、映画・ショッピングに行ったりして、オフを楽しんでいる（1 回 2,000 円で月に 8,000 円）。

（2）審議会では「生計費」が全く考慮されていない

最低賃金法は、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と定めています。しかし、最低賃金審議会で「地域における労働者の生計費」について、まともに審議されたことはありません。そして、審議会で配布される資料には労働者の生計費についての資料は全くありません。また、「最低賃金に関する実態調査」も、「賃金改定状況調査」と「最低賃金に関する基礎調査」だけであり、生計費についての調査は行われていません。最低賃金を決める際に最も重視されなければならない「労働者の生計費」が、事実上全く考慮されていないのです。

このことが、実際の最低生計費との大きな乖離を生む要因となっているのです。

新型コロナウイルス感染症問題において、エビデンス、科学的根拠にもとづく対応が重要であることが強調されています。最低賃金水準を決めるにおいても、根拠にもとづく審議と決定が必要なことは言うまでもないでしょう。

ぜひ、最低生計費試算調査結果を審議で活用してください。

（3）憲法・最賃法・労基法からも、生計費にもとづく最低賃金水準が求められている

最低賃金法は、その目的として「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」としています。また、労働基準法は、労働条件の原則として「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。

最低賃金法の目的も、労働基準法が定める労働条件の原則も、最低賃金は生計費にもとづ

いて決定することを要請していることは明らかです。

群馬地方最低賃金審議会として、安定して労働力の質的向上が図れて人たるに値する生活の水準を明らかにして、その生活を賄える最低賃金の水準に向けた改定を審議の中心にすることが求められています。

3. 最低賃金の地域間格差は生計費を反映せず、地方から労働力を流出させている

(1) 地方間格差は拡大するばかり

全国の最低賃金は、毎年改正により、A・B・C・Dのランク間の格差が拡大するばかりです。全国で最も低い鹿児島県などの790円は、最も高い東京都の最低賃金1,013円との差は223円であり、割合は78%です。月150時間、年間1,800時間働けば、年収では401,400円もの格差が生まれているのです。

都県名	改定額	目安額	引上げ	引上げ率	群馬との差(19年)	群馬との差(04年)
東 京	1,013円	28円	28円	2.84%	+178円	+64円
神奈川	1,011円	28円	28円	2.85%	+176円	+62円
埼 玉	926円	28円	28円	3.12%	+91円	+34円
千 葉	923円	28円	28円	3.13%	+88円	+33円
栃 木	853円	27円	27円	3.27%	+18円	+4円
茨 城	849円	27円	27円	3.28%	+14円	+3円
群 馬	835円	26円	26円	3.21%	—	—

上の表のとおり、関東7都県で見ても、最低賃金の格差は著しく広がっています。16年前の2004年と比べれば、東京都との格差は3倍近くに、栃木県・茨城県との格差は4倍以上に広がりました。関東7都県で一番低額にある群馬が、昨年も中央最低賃金審議会の「目安額」では引上げ額が最も少なく、群馬地方最低賃金審議会が「目安通り」としたため、Aランクの4都県とは差がさらに2円、Bランク2県とも1円広がりました。

そして、月150時間、年間1,800時間働けば、東京都とは月収で26,700円、年収では320,400円、隣の埼玉県とは月収で13,650円、年収で163,800円もの格差が生じてしまうのです。最低賃金の地域間格差は、群馬県で12か月働いて得られる年収を、東京都では10か月、埼玉県では11か月働けば上回ってしまうほどに拡大しているのです。

これだけ広がった最低賃金の地域間格差ですが、その格差は地域の生計費を反映したものではないことは、すでに述べた通りです。

(2) 若者をはじめとした労働力人口の県内流出は、地方経済を冷え込ませている

群馬県においても、若者を中心とした東京など大都市圏への人口流出が続き、県市町村でもその対策が大きな課題となっています。

人口流出の原因が賃金格差だけにあるとは言いませんが、東京との年収差が32万円余にもなる最低賃金の格差が、若者を群馬から流出させる要因の一つであることは明らかではないでしょうか。(資料「2019年 地域最低賃金と人口の社会的増減の相関図」)

この点からも、群馬県の最低賃金の大幅引き上げが強く求められています。

同時に、最低賃金の地域間格差は、現行の地域別最低賃金制度と目安制度のもとで拡大を続けてきました。地域別最低賃金制度の枠内での是正が困難となっている以上、全国一律最低賃金制度の創設に足を踏み出すことが必要となっています。

(3) コロナウイルス感染防止の観点からも都市集中の是正が急がれる

新型コロナウイルスの感染は東京をはじめとした大都市部で急激に拡大し、現在も大都市部での感染拡大は止まっています。コロナ禍における「新しい生活様式」が提唱されていますが、そこでは感染防止のために身体的距離の確保や感染流行地域との移動を控えることなどが示されています。これを実際におこなうには、大都市部への人口集中を抑え、地方への人口の還流を促すことも重要となります。

そのためには、大きな地方間格差が生じている最低賃金を是正し、全国どこに住んでも普通に暮らせる賃金水準を確立することが必要です。

4. 公正な審議の前提は、審議の全面公開

群馬地方最低賃金審議会において公開されているのは本審議会のみであり、実質的な金額審議が行われる専門部会是非公開となっています。しかし、「群馬地方最低賃金審議会運営規則」第6条においては、「会議は、原則として公開とする」と定められています。なぜ、公開の原則をやぶらなければならないのか、その理由すら明らかにされていません。

4割を占める非正規雇用労働者の多くは、低賃金で昇給もない中で働いています。自治体の非正規職員も増加していますが、その賃金は最低賃金をわずかに上回る状況にあります。また、少なくない正規雇用労働者も最低賃金に張り付いた賃金水準にあります。それだけに、最低賃金の労働者全体に与える影響は、きわめて高くなっています。その最低賃金の決定過程が公開されず、なぜその金額になったのかも明らかにならないようなことがあって良いはずはありません。

審議会における審議の公正さを担保するには、審議の全面公開が大前提です。

労働局長の前任地である鳥取地方最低賃金審議会においては、2008年以降「①完全公開、②意見聴取の実質化、③傍聴の自由化」を確立し定着させています。その経験を活かし、審議会の透明性、公正性を高めるために、鳥取地方最低賃金審議会の3つの原則を群馬県で

も実現することが強く求められています。

以上の趣旨により下記の項目について要請しますので、貴職の真摯なご検討と実現に向けてのご尽力をお願いします。また、要請事項について文書でのご回答をお願いします。

【要 請 事 項】

1. 群馬地方最低賃金審議会では、労働者の生計費を明らかにして、それを保障できる最低賃金の水準に向けた改定を審議の中心にすえること。また、2008年7月1日に施行された改正最低賃金法の趣旨をふまえ、生活保護基準を正しく算出し、生活保護を下回らない最低賃金の水準に向けた改定を行うこと。
2. 群馬県における地域別最低賃金を時間額1,000円以上に引き上げること。そして、賃金の生計費原則にもとづき、1,500円をめざすこと。
3. 特定最低賃金について、金額を大幅に引き上げること。
4. 審議会は専門部会を含めて全面的に公開すること。
5. 労働局長ならびに審議会会長、労働者代表委員との懇談の機会を設けること。
6. 群馬労働局長においては、以下の点について厚生労働大臣に上申すること。
 - ① 中央最低賃金審議会において、労働者の生計費を審議の中心に据えること。
 - ② 最低賃金の地域間格差是正のために、最低賃金法を抜本改正し、世界の主流となっている全国一律最低賃金制度を早期に実現すること。
 - ③ 最低賃金の大幅引き上げのために、社会保険料の減免制度を新設するなど中小企業支援を抜本的に強化すること。
 - ④ 最低賃金法違反を根絶するため、労働基準監督官を増員して監督行政の強化を図ること。
また、周知徹底週間を設けるなど、最低賃金の徹底を図ること。
7. 群馬地方最低賃金審議会会長においては、以下の点について上申するよう労働局長に建議すること。
 - ① 中央最低賃金審議会において、労働者の生計費を審議の中心に据えること。
 - ② 最低賃金の地方間格差是正のために、最低賃金法を抜本改正し、世界の主流となっている全国一律最低賃金制度を早期に実現すること。
 - ③ 最低賃金の大幅引き上げのために、社会保険料の減免制度を新設するなど中小企業支援を抜本的に強化すること。
 - ④ 最低賃金法違反を根絶するため、労働基準監督官を増員して監督行政の強化を図ること。
また、周知徹底週間を設けるなど、最低賃金の徹底を図ること。

以 上

最低生計費試算調査・総括表

作表：全労連 最低生計費試算調査PT

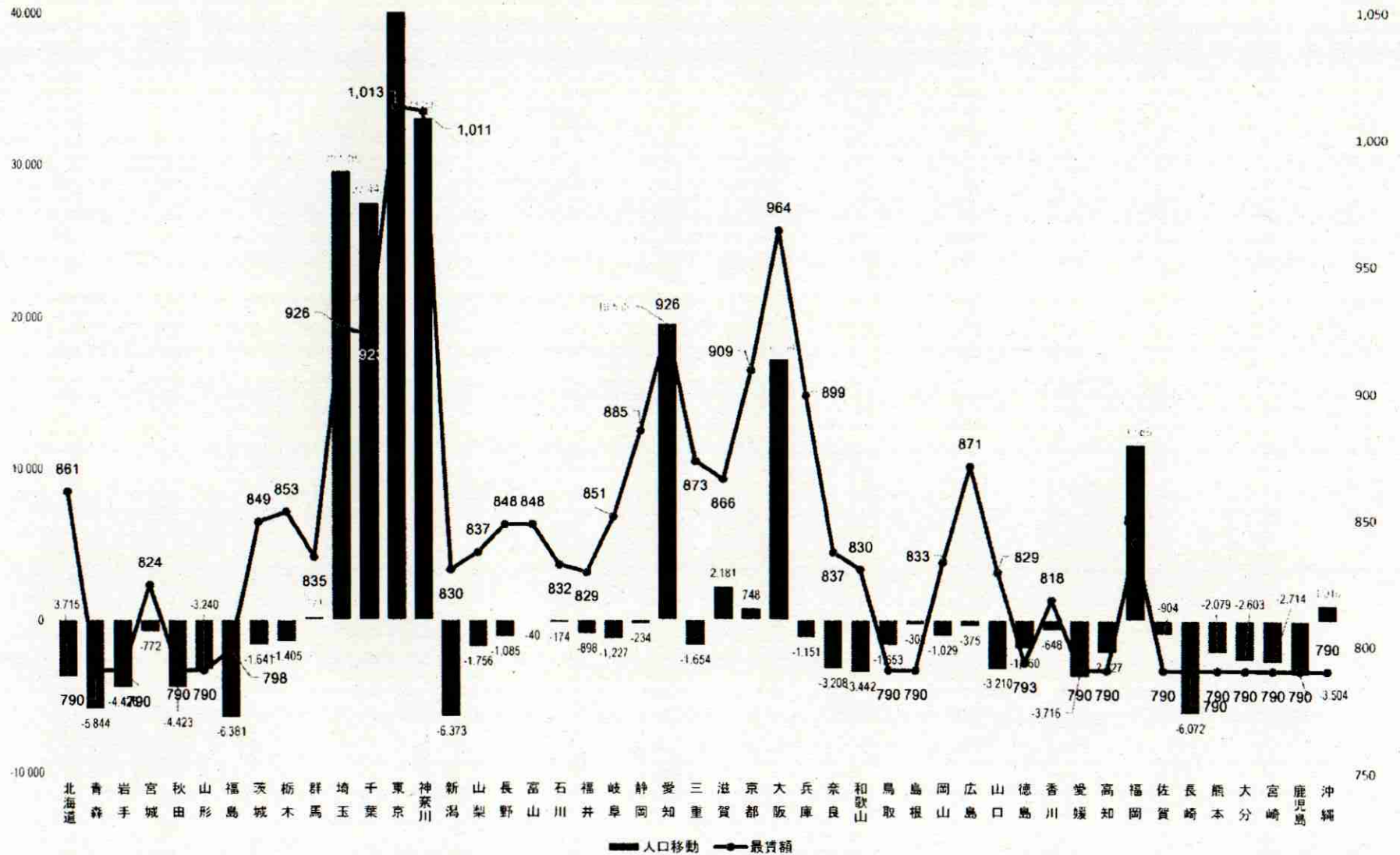
2020年6月

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算

25歳単身者・賃貸ワンルームマンション(25㎡)に居住という条件で試算																								
都道府県名	北海道										東京都										静岡県		新潟県	
自治体名	札幌市		釧路市	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市	さいたま市	北区		世田谷区		新宿区		立川市		八王子市		静岡市	新潟市		
調査ランク/性別	C/男性	C/女性	C/男性	D	D	D	D	C	D	B	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A	男性/A	女性/A	B/男性	B/女性	C	
消費支出	163,805	159,471	182,381	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952	173,524	179,804	176,824	188,733	185,754	194,448	191,469	191,408	188,749	171,832	169,266	181,897	180,960	177,018	
食費	39,991	32,310	37,921	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703	38,610	44,361	35,858	44,361	35,858	44,361	35,858	42,364	34,314	42,364	34,314	40,253	34,240	39,597	
住居費	32,000	32,000	35,000	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000	52,500	57,292	57,292	65,625	65,626	76,042	76,043	61,458	61,458	61,458	61,458	43,750	38,000	38,000	
水道・光熱	10,206	9,933	10,206	8,076	8,260	9,024	8,895	8,686	8,715	6,867	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	6,955	6,780	7,559	6,594	11,064	
家具・家事用品	4,071	4,398	5,001	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509	4,781	2,540	2,703	2,540	2,703	2,540	2,703	2,631	2,820	2,643	2,867	3,883	4,124	3,785	
被服・履物	5,828	4,431	8,593	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225	6,906	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	6,806	5,302	7,521	4,296	6,951	
保健医療	4,558	3,274	2,980	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	3,366	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	1,009	2,885	3,255	4,516	4,188	
交通・通信	16,680	17,438	36,460	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028	19,635	12,075	12,075	12,171	12,171	6,469	6,469	20,251	20,251	18,801	18,801	43,356	43,167	40,335	
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教養・娯楽	30,068	30,068	27,684	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726	20,225	25,577	25,613	25,577	25,613	25,577	25,613	26,185	26,207	26,171	26,185	18,408	22,034	14,970	
その他	20,423	25,619	18,536	19,470	19,319	19,347	20,770	19,333	19,450	20,634	23,189	26,316	23,689	28,816	24,689	29,816	23,749	28,732	23,333	28,382	19,662	23,989	18,148	
非消費支出	44,878	44,878	44,878	37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320	51,055	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	51,938	46,662	46,662	47,287	
非消費費比率	19.95%	20.38%	18.28%	17.28%	17.25%	16.34%	16.96%	16.90%	16.81%	21.11%	20.80%	21.08%	20.02%	20.27%	19.54%	19.79%	19.79%	20.02%	21.56%	21.81%	18.92%	19.00%	19.54%	
予備費	16,300	15,900	18,200	16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700	17,300	17,900	17,600	18,800	18,500	19,400	19,100	19,100	18,800	17,100	16,900	18,100	18,000	17,700	
最低生計費	180,105	175,371	200,581	178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652	190,824	197,704	194,424	207,533	204,254	213,848	210,569	210,508	207,549	188,932	186,166	199,997	198,960	194,718	
(月額) 税込	224,983	220,249	245,459	216,083	216,944	228,664	220,284	221,091	221,972	241,879	249,642	246,362	259,471	256,192	265,786	262,507	262,446	269,487	240,870	238,104	246,659	245,622	242,005	
年額(税込)	2,699,796	2,642,988	2,945,508	2,592,996	2,603,328	2,743,968	2,643,408	2,653,092	2,663,664	2,902,548	2,995,704	2,956,344	3,113,652	3,074,304	3,189,432	3,150,084	3,149,352	3,113,844	2,890,440	2,857,248	2,959,908	2,947,464	2,904,060	
月150時間換算	1,500	1,468	1,636	1,441	1,446	1,524	1,469	1,474	1,480	1,613	1,664	1,642	1,730	1,708	1,772	1,750	1,750	1,730	1,606	1,587	1,644	1,637	1,613	
月155時間換算	1,452	1,421	1,584	1,394	1,400	1,475	1,421	1,426	1,432	1,561	1,611	1,589	1,674	1,653	1,715	1,694	1,693	1,674	1,554	1,536	1,591	1,585	1,561	
173.8時間換算	1,295	1,267	1,412	1,243	1,248	1,316	1,267	1,272	1,277	1,392	1,436	1,418	1,493	1,474	1,529	1,510	1,510	1,493	1,386	1,370	1,419	1,413	1,392	
2019年最費額	861		790	790	790	790	790	824	798	926	1013										885	830		
調査実施時期	2016年4月		2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2016年3月	2017年3月	2019年9月										2015年12月	2015年12月		

都道府県名	愛知県			京都府		広島県	香川県	高知県	山口県		福岡県		佐賀県		長崎県	鹿児島県			
自治体名	名古屋市		豊橋市	京都市		広島市	高松市	高知市	山口市		福岡市	北九州市	佐賀市	長崎市		鹿児島市			
調査ランク/性別	A/男性	A/女性		B/男性	B/女性	B/女性	C	D	C/男性	C/女性	C/男性	C/女性	C	D/男性	D/女性	D/男性	D/女性		
消費支出	163,083	163,213	172,231	178,390	175,640	152,021	162,811	172,761	174,873	175,795	161,660	169,945	184,363	178,127	178,887	164,737	168,907	176,843	178,055
食費	38,457	31,711	38,457	44,441	35,347	35,768	39,024	42,767	36,886	29,181	43,686	32,657	44,101	39,025	30,274	39,434	32,120	39,941	31,445
住居費	45,000	45,000	32,000	41,667	41,667	37,000	35,000	34,895	33,000	33,000	32,000	32,000	30,000	34,500	34,500	39,000	39,000	34,000	34,000
水道・光熱	7,510	6,551	7,510	7,419	8,434	8,958	5,991	6,853	7,245	11,446	7,722	9,184	7,743	8,150	9,694	8,109	9,645	8,101	9,936
家具・家事用品	3,480	3,600	3,799	3,836	3,922	3,677	6,160	3,994	4,168	4,125	3,697	4,090	3,697	3,561	3,911	3,797	3,940	3,401	3,779
被服・履物	8,426	8,406	8,272	5,921	4,247	7,170	7,576	7,858	6,654	5,852	7,108	8,681	7,108	5,635	5,111	7,092	8,284	5,680	6,733
保健医療	2,186	5,016	2,185	1,137	2,733	6,372	2,420	2,454	1,091	2,345	1,168	3,729	1,162	1,184	3,779	1,174	3,746	1,181	3,768
交通・通信	19,062	18,872	40,639	18,612	18,612	12,464	34,862	34,755	40,417	40,417	15,613	21,188	41,686	41,856	41,856	15,649	15,649	39,469	39,469
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養・娯楽	17,745	17,764	17,521	27,510	27,531	26,856	11,645	17,003	25,749	24,891	24,739	25,191	24,739	25,964	25,976	23,327	24,930	21,257	22,302
その他	21,217	26,293	21,847	27,847	33,147	13,756	20,133	22,182	19,663	24,538	25,927	33,225	24,127	18,252	23,786	27,155	31,593	23,813	26,924
非消費支出	47,562	47,562	47,829	49,595	49,595	43,838	42,417	42,243	49,467	49,467	49,776	49,776	49,776	46,045	46,045	43,655	43,655	43,115	43,115
非消費費比率	20.96%	20.95%	20.16%	20.18%	20.43%	20.78%	19.17%	18.19%	18.19%	20.38%	21.88%	21.04%	19.71%	19.03%	18.97%	19.42%	19.03%	18.15%	18.04%
予備費	16,300	16,300	17,200	17,800	17,500	15,132	16,000	17,200	17,500	16,100	16,900	18,400	17,800	17,800	16,400	16,800	17,600	17,400	17,800
最低生計費	179,383	179,513	189,431	196,190	193,140	167,153	178,811	189,961	192,273	193,295	177,760	186,845	202,763	195,927	196,687	181,137	185,707	194,443	195,856
(月額) 税込	226,945	227,075	237,260	245,785	242,735	210,991	221,228	232,204	241,740	242,762	227,536	236,621	252,539	241,972	242,732	224,792	229,362	237,558	238,971
年額(税込)	2,723,340	2,724,900	2,847,120	2,949,420	2,912,820	2,531,892	2,654,736	2,786,448	2,900,880	2,913,144	2,730,432	2,839,452	3,030,468	2,903,664	2,912,784	2,697,504	2,752,344	2,850,696	2,867,852
月150時間換算	1,513	1,514	1,582	1,639	1,618	1,407	1,475	1,548	1,612	1,618	1,517	1,577	1,584	1,613	1,618	1,499	1,529	1,584	1,593
月155時間換算	1,464	1,465	1,531	1,586	1,568	1,361	1,427	1,498	1,560	1,568	1,468	1,527	1,629	1,561	1,566	1,450	1,480	1,533	1,542
173.8時間換算	1,306	1,307	1,365	1,414	1,397	1,214	1,273	1,336	1,391	1,397	1,309	1,361	1,453	1,392	1,397	1,293	1,320	1,367	1,375
2019年最費額	926		909		871	818	790	829		841		790		790		790			
調査実施時期	2016年2月		2019年4月		2016年1月	2012年7月	2012年7月	2019年4月		2018年4月		2019年12月		2019年4月		2019年4月			

2019年 地域最低賃金と人口の社会的増減の相関図



生活保護制度の概要

1 目的

生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

2 保護の要件

- ・世帯員全員の、資産、能力その他あらゆるものをすべて活用した上でも、収入が最低生活費に満たない場合に対象となる。

※各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。

- ・困窮に至った理由は問わない。

3 保護の内容

- ・扶助の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助。

※医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付とし、それ以外は金銭給付が原則。

- ・各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障。扶助の基準は厚生労働大臣が設定する。

（平成28年4月 生活扶助基準額の例）

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	160,110	131,640
高齢者単身世帯（68歳）	80,870	65,560
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	120,730	97,860
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	189,870	159,900

（平成30年10月 生活扶助基準額の例）

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,900	133,630
高齢者単身世帯（68歳）	79,550	65,500
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	120,410	100,190
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	189,190	161,890

(令和元年10月 生活扶助基準額の例)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,210	135,830
高齢者単身世帯(68歳)	78,230	65,270
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	120,240	102,430
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	189,580	164,670

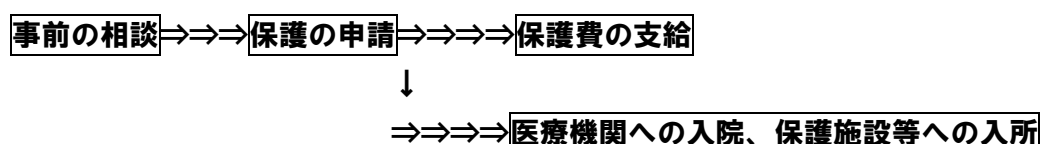
※上記額に加えて、必要に応じて、住宅扶助、医療扶助等が支給される。

4 保護の実施機関

- ・都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

5 保護受給に至る手続

- ・申請による場合

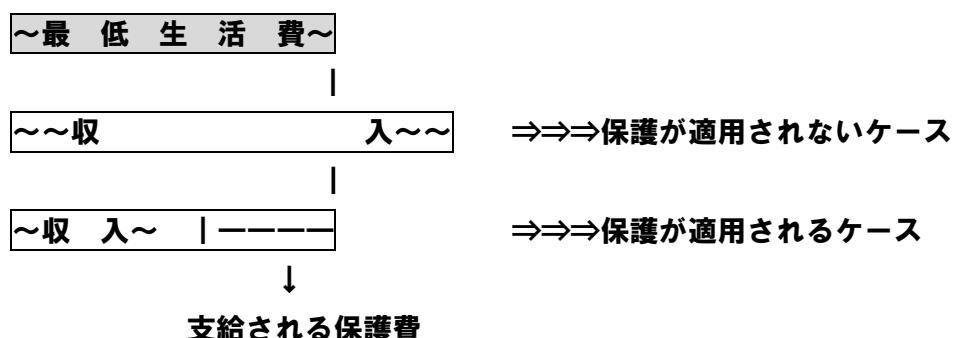


- ・職権による場合

6 保護の要否の判定と支給される保護費

- ・厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給。

※収入：就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償等を認定。



7 保護適用後の調査及び指導

- ・世帯の実態に応じ、年数回の訪問調査。
- ・収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施。
- ・就労の可能性のある者への就労指導。

厚生労働省
群馬労働局発表
令和2年6月30日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業安定課
課長 須田 弘之
地方労働市場情報官 櫻井 健治
(電話) 027-210-5007

労働市場速報(令和2年5月分)

有効求人倍率(季節調整値) 1.33倍【全国10位／全国 1.20倍】

※前月 有効求人倍率(季節調整値) 1.51倍【全国 7位／全国 1.32倍】

正社員有効求人倍率(原数値) 0.92倍【全国 17位／全国 0.84倍】:前年同月 1.17倍

新規求人倍率(季節調整値) 1.66倍(前月:1.92倍)

群馬県の求人・求職の状況(原数値)

	4月	前年同月比	5月	前年同月比	ポイント
有効求人数	35,094人	▲13.4%	29,595人	▲25.7%	8か月連続の減少
有効求職者数	24,627人	▲0.8%	24,282人	▲1.7%	2か月連続の減少
新規求人数	10,291人	▲19.6%	9,359人	▲40.2%	2か月連続の減少
新規求職者数	7,037人	▲6.4%	5,699人	▲9.0%	4か月連続の減少

- ・ 求人数は前年同月比で新規・有効ともに減少
- ・ 求職者数は前年同月比で新規・有効ともに減少

～産業別新規求人数～

新規求人数		5月	前年同月比	前年同月差	ポイント
全産業		9,359人	▲40.2%	▲6,300人	2か月連続の減少
主な産業	建設業	1,112人	8.7%	89人	2か月連続の増加
	製造業	1,196人	▲42.3%	▲875人	13か月連続の減少
	情報通信業	106人	▲1.9%	▲2人	2か月連続の減少
	運輸業・郵便業	468人	▲32.9%	▲229人	3か月連続の減少
	卸売・小売業	1,006人	▲77.6%	▲3,479人	2か月連続の減少
	宿泊業・飲食サービス業	250人	▲65.4%	▲473人	6か月連続の減少
	医療・福祉	3,118人	▲17.7%	▲671人	2か月連続の減少
	サービス業	815人	▲31.2%	▲369人	7か月連続の減少

総括

有効求人倍率は1.33倍で前月から0.18ポイントの減少。1倍を超えて推移しているものの、有効求人数が大幅に減少している。

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層の注視が必要。

第1表 一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

年月		令和2年 5月	令和2年 4月	令和元年 5月	対前月増減 率(%)	対前年同月増減 率、差(%, ポイント)	季節調整値対前月 増減率、差(%, ポイント)
項目	新規求職者数(人)	5,699	7,037	6,266	▲ 19.0	▲ 9.0	8.8
	新規求人数(人)	9,359	10,291	15,659	▲ 9.1	▲ 40.2	▲ 6.2
全	新規求人倍率(倍)	1.66	1.92	2.35	—	▲ 0.69	▲ 0.26
	月間有効求職者数(人)	24,282	24,627	24,690	▲ 1.4	▲ 1.7	0.8
数	月間有効求人数(人)	29,595	35,094	39,850	▲ 15.7	▲ 25.7	▲ 11.2
	有効求人倍率(倍)	1.33	1.51	1.73	—	▲ 0.40	▲ 0.18
	うち常用(倍)	1.09	1.25	1.44	—	▲ 0.35	—
	うちパート(倍)	1.43	1.71	1.85	—	▲ 0.42	—
就 職 件 数 (件)		1,264	1,653	2,192	▲ 23.5	▲ 42.3	—
	正社員有効求人倍率(倍)	0.92	1.03	1.17	—	▲ 0.25	—

(注) 1. 新規求人倍率及び有効求人倍率(網掛け部分)は季節調整値、他は原数値を掲載している。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

第2表 産業別新規求人状況(学卒を除きパートを含む)

項目		新規求人数(人)				対前年同月比(%)				前年同月差(人)	
		全数	パート除く		パート	全数	パート除く		パート	全数	
				うち常用				うち常用			
全 産 業		9,359	5,880	5,739	3,479	▲ 40.2	▲ 28.8	▲ 28.7	▲ 53.0	▲ 6,300	
産 業 別	建 設 業	1,112	996	994	116	8.7	13.1	12.8	▲ 18.3	89	
	製 造 業	1,196	850	839	346	▲ 42.3	▲ 41.9	▲ 41.4	▲ 43.0	▲ 875	
	主 要 業 種	食 料 品	217	102	97	115	▲ 50.7	▲ 52.8	▲ 53.8	▲ 48.7	▲ 223
		プ ラ ス チ ッ ク 製 品	101	64	63	37	▲ 38.0	▲ 40.2	▲ 40.0	▲ 33.9	▲ 62
		金 属 製 品	142	108	108	34	▲ 18.9	▲ 23.4	▲ 21.7	0.0	▲ 33
		は ん 用 機 械 器 具	71	57	57	14	▲ 34.3	▲ 39.4	▲ 39.4	0.0	▲ 37
		生産用機械器具製造業	47	40	40	7	▲ 46.6	▲ 53.5	▲ 53.5	250.0	▲ 41
		業務用機械器具製造業	20	20	20	0	▲ 61.5	▲ 47.4	▲ 47.4	▲ 100.0	▲ 32
		電 気 機 械 器 具	93	56	56	37	▲ 42.2	▲ 52.5	▲ 49.1	▲ 14.0	▲ 68
		輸 送 用 機 械 器 具	232	223	223	9	▲ 39.4	▲ 31.6	▲ 31.4	▲ 84.2	▲ 151
		情 報 通 信 業	106	90	84	16	▲ 1.9	▲ 6.3	▲ 6.7	33.3	▲ 2
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	468	401	398	67	▲ 32.9	▲ 20.9	▲ 19.8	▲ 64.7	▲ 229	
	卸 売 ・ 小 売 業	1,006	626	622	380	▲ 77.6	▲ 60.6	▲ 60.3	▲ 86.9	▲ 3,479	
	宿泊業・飲食サービス業	250	102	102	148	▲ 65.4	▲ 49.8	▲ 48.0	▲ 71.5	▲ 473	
	医 療 ・ 福 祉	3,118	1,660	1,659	1,458	▲ 17.7	▲ 17.9	▲ 17.3	▲ 17.4	▲ 671	
	サ ー ビ ス 業	815	471	379	344	▲ 31.2	▲ 27.5	▲ 31.0	▲ 35.6	▲ 369	

(注) 新産業分類(平成25年10月改定:26年4月1日施行「日本標準産業分類」)に基づく区分により掲載している。

第3表 時系列でみた一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

項目 年月	新規求職者数		新規求人数		新規求人 倍率 (季節調 整値)	有効求職者数		有効求人数		有効求人 倍率 (季節調 整値)	就職件数	
		対前年 増減率		対前年 増減率			対前年 増減率		対前年 増減率			うち受給者
平成27年度	6,700	▲ 4.7	12,373	4.8	1.86	26,595	▲ 4.9	34,005	5.2	1.28	2,440	506
平成28年度	6,452	▲ 3.7	13,549	9.5	2.10	25,492	▲ 4.1	37,829	11.2	1.48	2,351	493
平成29年度	6,129	▲ 5.0	13,840	2.1	2.26	24,141	▲ 5.3	39,207	3.6	1.62	2,220	465
平成30年度	5,912	▲ 3.5	14,027	1.3	2.37	23,091	▲ 4.3	40,067	2.2	1.74	2,155	454
令和元年度	6,019	1.8	13,526	▲ 3.6	2.25	23,788	3.0	39,020	▲ 2.6	1.64	1,988	454
元年 5月	6,266	▲ 2.5	15,659	14.1	r 2.35	24,690	▲ 0.9	39,850	2.2	r 1.73	2,192	430
6月	5,933	3.3	12,948	4.7	2.23	24,386	1.1	39,081	3.5	r 1.72	2,066	478
7月	6,149	13.4	12,757	▲ 8.6	r 2.09	24,175	4.7	39,362	4.4	r 1.70	2,117	468
8月	5,481	▲ 1.9	14,844	5.2	r 2.45	23,723	4.7	38,652	0.5	r 1.67	1,787	419
9月	5,884	8.3	13,061	1.3	r 2.22	23,753	5.4	39,324	1.0	r 1.66	2,057	481
10月	6,159	▲ 4.9	13,808	▲ 6.3	r 2.17	23,974	2.0	39,633	▲ 0.8	r 1.66	2,095	487
11月	5,107	▲ 1.1	13,205	▲ 14.6	r 2.24	23,102	2.2	38,133	▲ 7.6	r 1.60	1,921	497
12月	4,855	13.4	13,361	17.3	r 2.45	21,981	4.9	38,490	▲ 2.5	r 1.64	1,678	444
2年 1月	6,692	4.5	12,441	▲ 18.9	1.76	22,783	7.3	37,626	▲ 7.6	1.52	1,544	398
2月	6,114	▲ 3.8	14,198	▲ 15.8	2.09	23,683	5.2	39,017	▲ 7.8	1.52	1,769	401
3月	6,070	▲ 1.4	13,228	2.4	2.37	24,369	2.5	38,547	▲ 10.6	1.51	2,329	502
4月	7,037	▲ 6.4	10,291	▲ 19.6	1.92	24,627	▲ 0.8	35,094	▲ 13.4	1.51	1,653	382
5月	5,699	▲ 9.0	9,359	▲ 40.2	1.66	24,282	▲ 1.7	29,595	▲ 25.7	1.33	1,264	259

(注) 1. 年度は月平均(求人倍率は原数値)。

2. r は令和2年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。

3. 受給者は雇用保険受給者を表す。

第4表 群馬県の雇用保険の状況

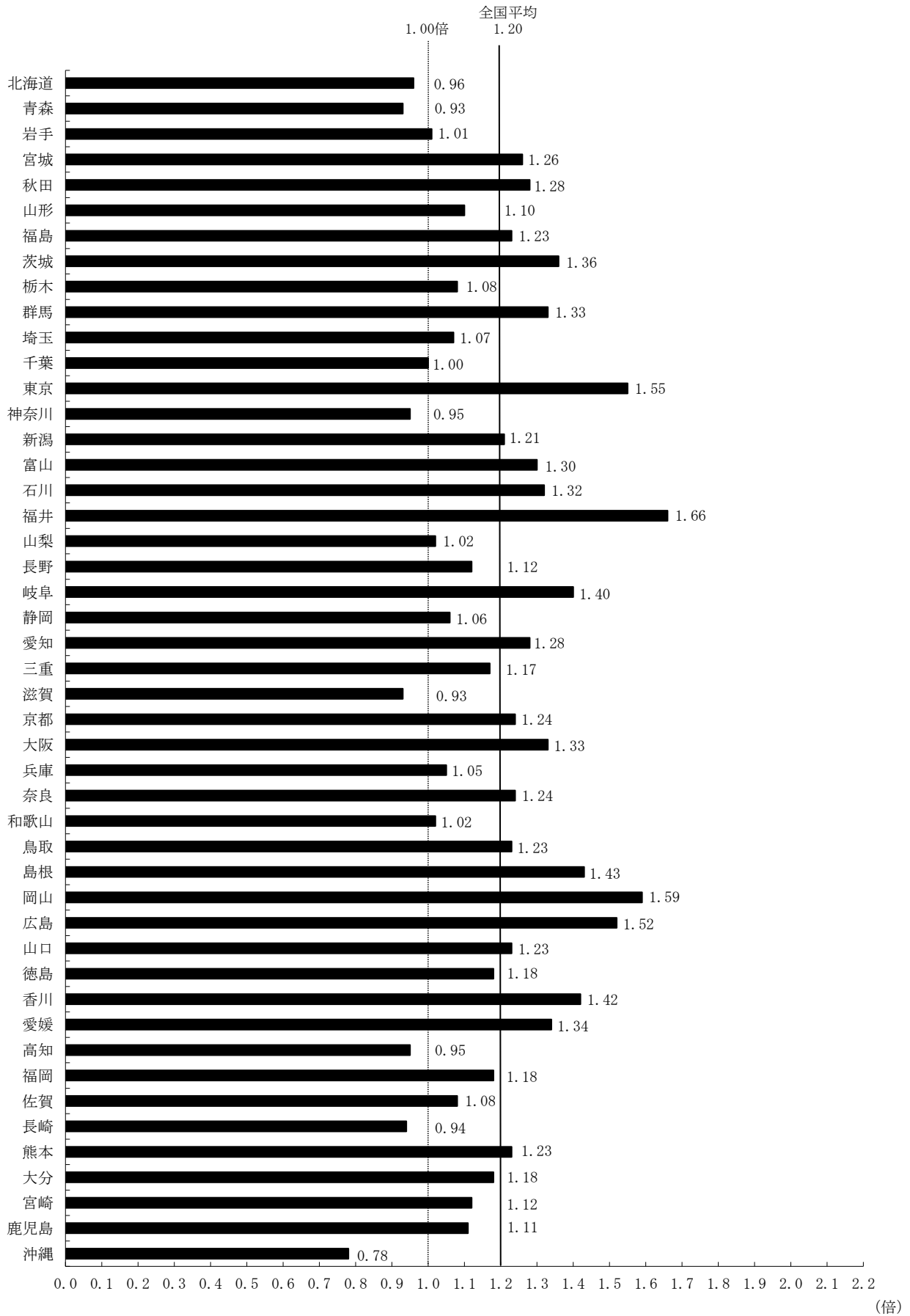
項目 年月	受給資格決定件数		受給者実人員	
		対前年増減率		対前年増減率
平成27年度	1,611	▲ 4.3	5,749	▲ 5.8
平成28年度	1,529	▲ 5.1	5,202	▲ 9.5
平成29年度	1,459	▲ 4.6	4,865	▲ 6.5
平成30年度	1,392	▲ 4.6	4,639	▲ 4.6
令和元年度	1,506	8.2	5,353	15.4
元年 5月	1,788	▲ 10.2	4,667	▲ 2.0
6月	1,475	14.8	4,770	2.1
7月	1,508	9.4	5,228	5.2
8月	1,356	2.3	5,277	2.1
9月	1,387	17.8	5,292	7.8
10月	1,688	▲ 1.9	5,309	7.3
11月	1,290	1.9	5,757	21.8
12月	1,357	47.2	6,079	37.6
2年 1月	1,410	3.3	6,244	37.4
2月	1,335	9.1	5,601	30.6
3月	1,442	20.5	5,686	35.8
4月	2,463	21.2	5,583	29.1
5月	2,688	50.3	6,194	32.7

第5表 全国の主要指標

項目 年月	全国有効 求人倍率 (季節 調整値)	完全失業者数 (全国・原数値)	
		(万人)	完全失業率 (季節調整 値)
平成27年度	1.23	218	3.3
平成28年度	1.39	203	3.0
平成29年度	1.54	183	2.7
平成30年度	1.62	166	2.4
令和元年度	1.55	162	2.3
元年 5月	1.62	165	2.4
6月	1.61	162	2.3
7月	1.59	156	r 2.3
8月	1.59	157	r 2.3
9月	1.58	168	2.4
10月	r 1.58	164	2.4
11月	r 1.57	151	2.2
12月	1.57	145	2.2
2年 1月	1.49	159	2.4
2月	1.45	159	2.4
3月	1.39	176	2.5
4月	1.32	189	2.6
5月	1.20		

(注) 1. 年度は月平均。 2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。
 3. 失業者数及び失業率は総務省労働力調査による。
 4. r は令和2年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値
(新規学卒者を除きパートタイムを含む)
令和2年5月 全国平均1.20 [原数値1.10倍]



(注) 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定される。

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

前月との比較(令和2年5月)

有効(求人・求職・求人倍率)

	5 月	前月比(%、ポイント)
有効求人	30,548 人	▲ 11.2 %
有効求職	23,014 人	0.8 %
有効求人倍率	1.33	▲ 0.18 P

数値はすべて季節調整値

新規(求人・求職・求人倍率)

	5 月	前月比(%、ポイント)
新規求人	9,758 人	▲ 6.2 %
新規求職	5,893 人	8.8 %
新規求人倍率	1.66	▲ 0.26 P

数値はすべて季節調整値

産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

（新産業分類）

群馬労働局職業安定部職業安定課

	全産業 (%)	建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業、 郵便業 (%)	卸売・小売業 (%)	宿泊業、飲食 サービス業 (%)	医療・福祉 (%)	サービス業 (%)
2年5月	▲ 40.2	8.7	▲ 42.3	▲ 1.9	▲ 32.9	▲ 77.6	▲ 65.4	▲ 17.7	▲ 31.2
2年4月	▲ 19.6	15.2	▲ 40.7	▲ 13.4	▲ 32.6	▲ 12.4	▲ 45.8	▲ 12.0	▲ 15.7
2年3月	2.4	▲ 8.4	▲ 20.7	22.9	▲ 14.0	72.3	▲ 15.4	5.8	▲ 32.9
2年2月	▲ 15.8	▲ 6.2	▲ 16.6	▲ 14.2	13.7	▲ 58.8	▲ 0.7	8.2	▲ 12.7
2年1月	▲ 18.9	▲ 10.7	▲ 31.5	▲ 4.2	▲ 2.2	▲ 38.3	▲ 16.8	▲ 10.6	▲ 14.0
元年12月	17.3	▲ 13.3	▲ 3.3	0.9	19.7	103.9	▲ 23.3	11.6	▲ 14.8
元年11月	▲ 14.6	17.7	▲ 13.7	4.9	▲ 11.0	▲ 60.6	5.8	12.2	▲ 6.2
元年10月	▲ 6.3	▲ 9.3	▲ 26.2	▲ 11.5	20.8	▲ 18.3	14.5	▲ 3.8	2.8
元年9月	1.3	▲ 8.0	▲ 6.8	49.3	▲ 8.6	11.3	▲ 0.4	17.1	▲ 22.6
元年8月	5.2	7.8	▲ 8.6	8.1	▲ 20.9	67.3	▲ 0.1	▲ 3.3	▲ 8.9
元年7月	▲ 8.6	▲ 19.1	▲ 5.6	10.4	▲ 3.9	▲ 34.2	30.1	▲ 5.0	▲ 7.5
元年6月	4.7	▲ 10.7	▲ 17.4	▲ 5.4	7.1	33.6	1.7	8.9	3.2
元年5月	14.1	▲ 5.8	▲ 3.9	▲ 24.5	▲ 27.8	130.6	▲ 30.5	9.1	▲ 4.5
31年4月	▲ 11.9	▲ 25.0	2.9	▲ 14.2	15.0	▲ 49.5	19.6	▲ 1.4	▲ 13.2
31年3月	▲ 11.3	7.5	▲ 11.6	▲ 51.2	▲ 0.8	▲ 33.2	10.8	▲ 11.2	▲ 4.2
31年2月	8.6	5.9	1.2	▲ 3.6	▲ 21.5	41.9	▲ 9.3	5.0	9.1
31年1月	9.5	2.0	8.5	37.9	17.0	▲ 3.9	▲ 4.8	11.9	21.4
30年12月	▲ 11.7	9.0	▲ 2.5	▲ 1.8	9.1	▲ 39.0	10.0	▲ 14.9	1.0
30年11月	13.0	▲ 0.1	1.3	13.4	35.4	42.6	▲ 3.0	8.1	▲ 10.4
30年10月	0.8	▲ 3.7	26.5	0.9	▲ 23.6	▲ 11.7	▲ 9.3	9.5	12.3
30年9月	▲ 8.3	0.7	3.4	▲ 47.8	14.8	▲ 32.8	4.6	▲ 15.2	7.3
30年8月	3.2	3.9	2.7	▲ 13.9	54.7	▲ 24.6	▲ 9.2	20.2	7.6
30年7月	8.0	47.8	12.3	▲ 27.4	▲ 14.0	▲ 10.7	6.3	14.1	46.4
30年6月	▲ 8.2	9.6	13.6	▲ 47.9	19.8	▲ 34.4	▲ 11.6	▲ 9.6	▲ 19.1

※「製造業」のうち、主な業種別（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

（新産業分類）

	【製造業全体】 (%)	食 料 品 (%)	プラスチック製 品 (%)	金 属 製 品 (%)	はん用機械器 具製造業 (%)	生産用機械器 具製造業 (%)	業務用機械器 具製造業 (%)	電気機械 器具 (%)	輸送用機械器 具 (%)
2年5月	▲ 42.3	▲ 50.7	▲ 38.0	▲ 18.9	▲ 34.3	▲ 46.6	▲ 61.5	▲ 42.2	▲ 39.4
2年4月	▲ 40.7	▲ 39.3	▲ 59.0	▲ 35.7	▲ 30.8	▲ 28.4	0.0	▲ 19.0	▲ 54.9
2年3月	▲ 20.7	▲ 23.0	▲ 29.0	▲ 29.1	▲ 5.6	▲ 16.8	28.0	▲ 42.9	▲ 15.4
2年2月	▲ 16.6	▲ 14.8	▲ 9.1	▲ 0.4	▲ 25.9	▲ 36.7	▲ 34.7	24.7	▲ 22.3
2年1月	▲ 31.5	▲ 42.0	▲ 30.9	▲ 46.8	6.7	4.3	47.5	▲ 43.6	▲ 46.5
元年12月	▲ 3.3	10.2	21.0	▲ 18.0	16.8	31.7	28.6	▲ 8.8	▲ 6.7
元年11月	▲ 13.7	▲ 5.0	▲ 24.6	▲ 18.1	▲ 26.7	48.0	▲ 28.3	▲ 4.0	▲ 14.9
元年10月	▲ 26.2	▲ 30.8	▲ 19.1	▲ 36.1	▲ 12.4	▲ 44.5	▲ 47.7	▲ 6.2	▲ 42.3
元年9月	▲ 6.8	▲ 2.3	▲ 21.0	▲ 9.3	▲ 17.8	50.0	71.1	▲ 16.6	▲ 0.6
元年8月	▲ 8.6	5.1	▲ 39.1	▲ 4.3	▲ 10.8	37.2	32.5	5.6	▲ 11.6
元年7月	▲ 5.6	▲ 4.8	▲ 18.0	▲ 4.7	24.5	▲ 19.2	▲ 59.3	6.5	7.3
元年6月	▲ 17.4	▲ 19.7	▲ 12.0	▲ 4.3	▲ 8.6	1.6	21.4	▲ 14.3	▲ 35.6
元年5月	▲ 3.9	0.0	▲ 4.7	▲ 4.9	▲ 29.9	23.9	40.5	1.3	▲ 11.5
31年4月	2.9	0.0	4.5	19.0	23.7	▲ 12.8	▲ 38.6	26.1	▲ 11.3
31年3月	▲ 11.6	▲ 22.5	22.2	▲ 3.7	▲ 9.2	▲ 9.0	31.6	▲ 21.8	▲ 2.8
31年2月	1.2	12.4	▲ 23.9	▲ 6.2	▲ 25.2	13.5	36.4	▲ 10.2	▲ 5.0
31年1月	8.5	▲ 13.1	9.4	35.7	▲ 3.2	▲ 6.9	▲ 38.5	39.7	57.0
30年12月	▲ 2.5	▲ 18.6	24.3	7.4	20.2	▲ 17.5	▲ 12.5	14.4	11.8
30年11月	1.3	7.4	14.3	5.5	▲ 31.1	▲ 53.3	20.5	5.6	0.0
30年10月	26.5	40.8	3.9	34.0	25.8	19.1	3.2	23.7	42.7
30年9月	3.4	▲ 10.7	30.9	▲ 2.3	7.5	▲ 17.9	31.0	39.6	8.0
30年8月	2.7	11.4	58.5	▲ 13.1	▲ 31.5	▲ 14.3	▲ 2.4	▲ 17.8	9.4
30年7月	12.3	▲ 12.9	5.2	14.1	44.9	16.9	▲ 10.6	9.2	15.1
30年6月	13.6	▲ 7.5	10.3	32.5	2.7	52.5	2.4	13.4	30.3

令和2年度 新規求職者(常用)の態様別内訳(パートを除く)

群馬労働局職業安定部職業安定課

	2年4月		2年5月		2年6月		2年7月		2年8月		2年9月		2年10月		2年11月		2年12月		3年1月		3年2月		3年3月		元年度計	
	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	計	前年 同期 比
新規求職者数	4,397	1.6	3,707	▲ 2.7																					8,104	▲ 82.3
うち在職者	1,029	▲ 25.3	971	▲ 28.4																					2,000	▲ 88.6
うち離職者	3,166	18.0	2,562	14.5																					5,728	▲ 77.7
うち事業主都合	1,103	43.4	1,014	86.7																					2,117	▲ 68.4
うち自己都合	1,869	7.8	1,452	▲ 8.1																					3,321	▲ 81.3

○ 参 考

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比
新規求職者	64,030	▲ 7.7	60,715	▲ 5.2	77,622	27.8	83,535	7.6	77,001	▲ 7.8	72,924	▲ 5.3	68,236	▲ 6.4	61,822	▲ 9.4	56,883	▲ 8.0	53,479	▲ 6.0	50,153	▲ 6.2	47,310	▲ 5.7	44,798	▲ 5.3	45,845	2.3
うち在職者	15,517	5.5	15,391	▲ 0.8	18,837	22.4	17,133	▲ 9.0	20,030	16.9	18,604	▲ 7.1	20,178	8.5	20,586	2.0	20,625	0.2	19,927	▲ 3.4	19,482	▲ 2.2	18,862	▲ 3.2	18,024	▲ 4.4	17,531	▲ 2.7
うち離職者	43,524	▲ 11.2	40,802	▲ 6.3	53,907	32.1	60,589	12.4	49,625	▲ 18.1	45,199	▲ 8.9	41,948	▲ 7.2	36,007	▲ 14.2	31,608	▲ 12.2	29,481	▲ 6.7	27,123	▲ 8.0	25,266	▲ 6.8	23,958	▲ 5.2	25,686	7.2
うち事業主都合	9,585	▲ 15.2	10,099	5.4	21,958	117.4	29,246	33.2	18,625	▲ 36.3	17,412	▲ 6.5	15,734	▲ 9.6	11,742	▲ 25.4	9,230	▲ 21.4	8,293	▲ 10.2	7,310	▲ 11.9	6,342	▲ 13.2	5,845	▲ 7.8	6,700	14.6
うち自己都合	31,056	▲ 9.7	27,942	▲ 10.0	28,888	3.4	27,478	▲ 4.9	27,397	▲ 0.3	24,860	▲ 9.3	23,849	▲ 4.1	22,391	▲ 6.1	20,784	▲ 7.2	19,682	▲ 5.3	18,462	▲ 6.2	17,630	▲ 4.5	16,864	▲ 4.3	17,724	5.1

正社員の有効求人倍率

項目 年月	正社員の有効求 人数 (A)	常用有効求職者 数(パートを除く) (B)	正社員の有効求 人倍率(原数値) (A/B)	前年同月差 (ポイント)	全国:正社員 有効求人倍率 (原数値)	全国:正社員 有効求人倍率 (季節調整値)
30年5月	18,159	15,255	1.19	0.16	1.03	1.10
30年6月	17,887	14,830	1.21	0.14	1.08	1.12
30年7月	17,576	14,655	1.20	0.11	1.11	1.13
30年8月	17,790	14,475	1.23	0.12	1.13	1.13
30年9月	18,117	14,308	1.27	0.12	1.15	1.14
30年10月	18,478	14,774	1.25	0.08	1.15	1.13
30年11月	18,183	14,209	1.28	0.07	1.19	1.14
30年12月	17,633	13,308	1.32	0.08	1.23	1.14
31年1月	17,998	13,634	1.32	0.12	1.21	1.14
31年2月	18,574	14,451	1.29	0.09	1.18	1.15
31年3月	18,915	15,041	1.26	0.10	1.14	1.15
31年4月	18,141	15,238	1.19	0.04	1.08	1.15
元年5月	17,556	14,960	1.17	▲ 0.02	1.07	1.15
元年6月	17,629	14,834	1.19	▲ 0.02	1.10	1.15
元年7月	17,674	15,112	1.17	▲ 0.03	1.12	1.14
元年8月	17,644	15,011	1.18	▲ 0.05	1.13	1.14
元年9月	18,005	14,976	1.20	▲ 0.07	1.14	1.13
元年10月	18,026	15,060	1.20	▲ 0.05	1.15	1.13
元年11月	17,976	14,510	1.24	▲ 0.04	1.18	1.13
元年12月	17,540	14,078	1.25	▲ 0.07	1.21	1.13
2年1月	17,528	14,639	1.20	▲ 0.12	1.13	1.07
2年2月	17,815	15,259	1.17	▲ 0.12	1.08	1.05
2年3月	17,545	15,698	1.12	▲ 0.14	1.02	1.03
2年4月	16,134	15,723	1.03	▲ 0.16	0.92	0.98
2年5月	14,262	15,570	0.92	▲ 0.25	0.84	0.90

◎正社員有効求人倍率の説明

1. 算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人数 (A)}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数 (B)}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

(注) 分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

2. 正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、記者発表の際に配付している「参考資料」のようなコメントや、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。

有効求人倍率（原数値）

	元年 5 月	元年 6 月	元年 7 月	元年 8 月	元年 9 月	元年10月	元年11月	元年12月	2 年 1 月	2 年 2 月	2 年 3 月	2 年 4 月	2 年 5 月
群馬県	1.61	1.60	1.63	1.63	1.66	1.65	1.65	1.75	1.65	1.65	1.58	1.43	1.22
前 橋	1.53	1.62	1.63	1.49	1.53	1.59	1.68	1.74	1.60	1.58	1.48	1.33	1.08
高 崎	2.21	2.13	2.20	2.24	2.26	2.26	1.92	2.37	2.35	2.31	2.27	2.11	1.85
安 中	0.97	0.85	0.93	0.98	1.06	0.99	1.08	1.16	1.07	1.06	1.08	1.05	0.97
桐 生	1.20	1.16	1.19	1.21	1.30	1.36	1.35	1.33	1.20	1.18	1.11	0.97	0.89
伊勢崎	1.61	1.58	1.57	1.62	1.64	1.54	1.62	1.63	1.63	1.59	1.62	1.38	1.13
太 田	1.20	1.21	1.21	1.30	1.24	1.15	1.26	1.23	1.22	1.20	1.12	1.00	0.92
館 林	2.02	2.00	2.00	1.99	2.21	2.20	2.32	2.41	2.03	2.08	1.81	1.69	1.39
沼 田	1.47	1.45	1.47	1.59	1.66	1.73	1.57	1.77	1.46	1.41	1.43	1.24	1.04
富 岡	2.02	2.02	2.04	1.89	1.82	2.16	2.31	2.30	2.12	2.22	2.25	2.09	2.05
藤 岡	1.21	1.19	1.27	1.35	1.36	1.23	1.32	1.40	1.43	1.50	1.48	1.28	1.14
渋 川	1.24	1.19	1.25	1.22	1.19	1.27	1.32	1.30	1.21	1.24	1.20	1.09	0.86
中之条	2.56	2.86	2.65	2.62	2.54	2.57	2.37	2.03	1.80	2.11	2.10	1.69	1.33

（一般＋パート）

新規求人倍率（原数値）

	元年 5 月	元年 6 月	元年 7 月	元年 8 月	元年 9 月	元年10月	元年11月	元年12月	2 年 1 月	2 年 2 月	2 年 3 月	2 年 4 月	2 年 5 月
群馬県	2.50	2.18	2.07	2.71	2.22	2.24	2.59	2.75	1.86	2.32	2.18	1.46	1.64
前 橋	2.43	2.36	1.79	2.47	2.18	2.08	2.93	2.45	1.65	2.39	1.91	1.40	1.60
高 崎	4.23	2.31	2.33	4.76	2.23	2.49	3.16	4.38	2.39	2.82	3.60	1.91	2.59
安 中	1.04	1.78	1.89	1.28	1.56	1.54	1.99	2.43	1.35	1.51	1.71	1.35	1.27
桐 生	1.50	1.67	1.71	1.78	2.26	1.95	1.78	2.18	1.34	1.61	1.65	1.17	1.16
伊勢崎	2.14	2.44	2.14	2.44	2.44	2.36	2.53	2.34	2.33	2.22	2.24	1.62	1.13
太 田	1.42	1.63	1.68	1.77	1.52	1.48	2.04	1.63	1.51	1.65	1.36	0.93	1.29
館 林	3.20	3.00	3.08	3.07	4.01	3.60	3.84	5.26	1.76	3.31	2.28	2.02	1.78
沼 田	2.05	2.16	2.14	2.64	2.91	2.57	1.54	2.85	1.54	2.10	2.33	1.02	1.22
富 岡	3.76	2.08	2.50	3.44	1.85	3.73	3.65	2.04	2.55	3.49	2.35	1.95	3.49
藤 岡	1.76	2.03	1.87	2.23	1.79	1.60	2.17	2.20	1.86	2.18	1.89	1.30	1.61
渋 川	1.31	1.78	1.92	1.38	1.85	2.13	1.68	1.87	1.52	1.74	1.48	1.25	1.14
中之条	4.39	3.69	3.16	4.20	3.64	3.24	2.80	2.06	2.18	3.38	2.65	1.31	1.94

（一般＋パート）

令和2年 春闘 各機関別賃上げ集計状況

【連 合】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	2019年	2020年	昨年同時期
全体	2.20% 6,354円	2.00% 5,779円	1.98% 5,712円	2.07% 5,934円	2.07% 5,997円	(6月5日公表) 1.90% 5,536円	(昨年6月7日) 2.08% 6,043円
300人未満	1.88% 4,547円	1.81% 4,340円	1.87% 4,490円	1.99% 4,840円	1.94% 4,765円	(6月5日公表) 1.81% 4,512円	(昨年6月7日) 1.95% 4,792円

【日本経団連】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	2019年	2020年	昨年同時期
500人以上	2.52% 8,235円	2.27% 7,497円	2.34% 7,755円	2.53% 8,539円	2.43% 8,200円	(5月21日公表) 2.17% 7,297円	(昨年4月23日) 2.46% 8,310円
500人未満	1.87% 4,702円	1.83% 4,651円	1.81% 4,586円	1.89% 4,804円	1.89% 4,815円	(6月12日公表) 1.72% 4,471円	(昨年6月18日) 1.87% 4,764円

【厚生労働省】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
主要企業	2.38% 7,367円	2.14% 6,639円	2.11% 6,570円	2.26% 7,033円	2.18% 6,790円

○調査対象

連合

: 「全体」は、規模計。「300人未満」は、全体の内数。

日本経団連

: 「500人以上」は、原則として東証1部上場。

厚生労働省

: 「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの。

群馬労働局労働基準部賃金室作成